

## 農業用ハウス整備型

### 第 1 事業の目的

資材費等の高騰による農業用ハウス等の整備費の増加が、経営の圧迫や規模の拡大を阻む要因となっている。そこで、担い手等がハウス（育苗ハウス及び水田園芸品目を除く）や果樹棚等（以下、「農業用ハウス」という。）を整備する際の費用の一部を助成することで、担い手の初期投資の軽減を図り、販売額 1,000 万円以上の地域や産地を支える中核的な経営体を育成する。

### 第 2 事業の内容

担い手等が整備する農業用ハウスの取得費用の一部を助成する。

### 第 3 定義

本事業でいう国庫補助事業とは、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2218 号農林水産事務次官依命通知）産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和 2 年 2 月 28 日付け元生産第 1695 号農林水産事務次官依命通知）及び持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知）とする。

### 第 4 事業実施主体

- (1) 認定新規就農者
- (2) 認定農業者
- (3) 前年度 1 月から当年度 3 月末までに法人化予定または法人化した集落営農組織
- (4) 広域連携法人及び法人化計画を持つ広域連携組織

### 第 5 補助対象経費等

#### 1 補助対象経費（事業費）

##### (1) 国庫補助事業活用

補助対象経費（事業費）は、国庫補助事業を活用して整備する農業用ハウス本体の整備費用とし、その施工費及びその付帯設備並びに果樹棚を整備した経費とする。

##### (2) 国庫補助事業非活用

補助対象経費（事業費）は、農業用ハウス本体とその施工費及びその付帯設備並びに果樹棚を整備した経費とする。

##### (3) 共通事項

付帯設備は、農業ハウス本体と一体的に整備する場合に限り灌水設備や養液システム等栽培に要する設備・装置を整備することができるものとする。ただし、ハウス内環境をモニタリングする装置の設置を必須とする。

なお、ハウス等施設整備にあたっては、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）及び施設を設置する市町村の火災防止条例等に従うとともに、気象災害に強い施設づくりを進めるため、防災に配慮した構造、設置方法とし、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業共済又は民間の損害保険に加入しなければならない。

#### 2 補助率

##### (1) 国庫補助事業活用

補助率は補助対象事業費の 1/4 とし、補助率を乗じて得た金額のうち 1 円未満は切

り捨てとする。

#### (2) 国庫補助事業非活用

補助率は補助対象事業費の1/3とし、補助率を乗じて得た金額のうち1円未満は切り捨てとする。ただし、市町村等から補助対象事業費の1/3の助成（1円未満の端数は切り捨て取捨とする）を受けることが確実、又は確実であることが見込まれる場合に限る。

### 第6 事業実施の要件

- 1 事業費が少額ではなく、十分な事業効果が見込めるもの。
- 2 事業実施主体は、交付決定後1年以内に美味しまね認証を取得すること。

### 第7 成果指標及び目標年度

本事業の成果指標は事業実施主体の経営状況とし、その目標年度は整備した年度の5年後とする。

### 第8 事業の実施手続き

本事業の実施手続きは、以下により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、交付要綱第4に基づき、交付申請を行おうとするときには、交付申請書（様式第1号）に実施計画書（農業用ハウス整備型様式第1号）を添付し、住所地の市町村長に提出するものとする。
- 2 市町村長は、事業実施主体から実施計画書の提出があったときには、これを審査し適当と認めた場合は、交付申請書（様式第1号）に実施計画書（農業用ハウス整備型様式第1号）を添付し、農林水産振興センター等を経由して知事に提出するものとする。
- 3 計画の変更  
事業実施主体は、交付要綱第5に基づき重要な変更を行おうとするときには、第7の1又は2に準じて行い、その承認申請は変更承認申請書（様式第3号）に変更計画書（農業用ハウス取得型様式第1号）を添付して行うものとする。

### 第9 事業の報告

本事業の実績報告は、以下により行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、交付要綱第8に基づき、補助金実績報告書（様式第6号）に実績報告書（農業用ハウス整備型様式第1号）を添付して提出するものとする。
- (2) 当該実績報告書は、第7の1又は2に定める事務手続きに準じ、速やかに提出するものとする。

### 第10 事業達成状況報告

- (1) 事業実施主体は、事業実施した年度の翌年度から5年間、達成状況報告書（農業用ハウス整備様式2号）を毎年4月末までに市町村長へ提出するものとする。
- (2) 市町村長は、達成状況報告書の写しを毎年5月末までに農林水産振興センター等を経由して知事に提出するものとする。

### 第11 事業の実施期間

令和3年度とする。